

## 議第60号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第17条の3の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第17条の4 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第17条の5 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法に規定する自己啓発等休業及び配偶者同行休業の制度を導入するに当たり、同休業の期間中の給与の基準を定めるため、この条例案を提出する。